

「熱中症警戒アラート」と「熱中症特別警戒アラート」の違い

	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
状況	気温が著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合	気温が <u>特に</u> 著しく高くなることにより、熱中症による人の健康に係る <u>重大な</u> 被害が生ずるおそれがある場合
発表基準	県内の暑さ指数情報提供地点のいずれかにおいて、日最高暑さ指数が 33 以上となることが予測される場合	県内のすべての暑さ指数情報提供地点において、翌日の日最高暑さ指数が <u>35 以上</u> となることが予測される場合
発表時間	前日の午後 5 時または当日の午前 5 時	前日の午前 2 時